

○函館市男女共同参画推進条例（抜粋）

平成17年 3月25日 条例第15号

第4章 男女共同参画審議会

（設置）

第19条 男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、函館市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第20条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 基本計画に関する事項
- （2） 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況
- （3） その他男女共同参画の推進に関する事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第21条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員）

第22条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 男女共同参画に関係する団体からの推薦による者
- （3） 事業者を代表する者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（規則への委任）

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○函館市男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

平成17年 3月29日 規則第22号

（審議会）

第12条 条例第19条の函館市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、会長が招集する。

6 会長は、審議会の会議の議長となる。

7 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（庶務）

第13条 苦情処理委員および審議会の庶務は、市民部において処理する。